## 対話会を踏まえて、変更しました・・

## 高齢者等の除雪支援制度

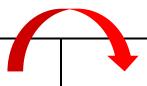
高齢者等世帯の除雪費用の負担軽減を図り、冬期間でも安全で安心な自立した生活を確保するため、本町に住所を有し、居住実態のある世帯に対して、**令和6年12月1日から令和7年3月31日まで**の期間支援します。

65歳以上の高齢者世帯

重度障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級ひとり親と18歳未満の子(当該年度に18歳に到達する子を含む)

支払い限度額(支払額の1/2を支援します)※限度額20万円を支援

(令和5年度)



(令和6年度)

町民用

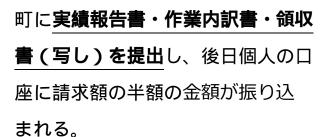
対象者は町に**補助金申請を提出**して、 交付決定を受ける



除雪を依頼したい人は、業者や個人 へ連絡する。



除雪していただいた業者や個人に対して、請求額の「**全額」をお支払い**する。



対象者は、業者や個人へ依頼する。



除雪業者や個人に対して、<mark>請求額</mark> <mark>の「半額」をお支払い</mark>する。



問合せ先:西川町健康福祉課在宅支援係(荒木・白田・古澤) TEL:74-3243